商品説明書（融資）

きりしん「フリーローン」（しんきん保証）

（2023 年 7 月 3 日現在）

１．商品名（愛称）	きりしん「フリーローン」
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 申込時年齢が２０歳以上で、完済時年齢が７５歳以下の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ④ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた方
３．資金使途	原則自由（おまとめ資金も可、ただし事業資金・転貸・投機･投資目的・納税資金等は除きます）
４．お借入金額	５００万円以内（１万円単位）
５．お借入期間	３ヶ月以上 10 年以内 最長６ヵ月の元金返済据置も可能です。
６．担保･保証人	不要　（保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
７．ご返済方法	元利均等返済または元金均等返済 （お借入金額の 50％以内の元金について６ヶ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） 返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）
８．金利	・固定金利 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 ・しんきん保証基金の審査結果により、ファーストレート・セカンドレート・サードレート・フォースレート・フィフスレートの５段階の金利の中から決定します。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
9．お申込時に ご用意いただくもの	①　ご印鑑 ②　ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証を取得されていない場合は、以下のいずれか１通の提出をお願いします。 イ．運転経歴証明書（表裏） ロ．健康保険証（表裏） ハ．パスポート ※健康保険証（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。 ※お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。 ③　お借入金額が、50 万円超の場合には、所得を確認できる書類（源泉徴収票、所得証明書等）をご用意ください。
10．手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。

次頁に続きます。

桐生信用金庫

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。